【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（第十七条の三 　削除）

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の二** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条各号に掲げる金融機関は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可申請手続）

**第十七条の二** 　法第六十五条の二第一項の認可を受けようとする銀行、信託会社又は第一条各号に掲げる金融機関は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　受けようとする認可の種類

三　本店又は主たる事務所の所在地

四　その他大蔵省令で定める事項

２　前項の認可申請書には、大蔵省令で定めるところにより、定款、認可申請に係る業務の内容及び方法に関する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

（新設）